

平成 29年 08月 31日

国土交通大臣 殿

地域型住宅グリーン化事業 適用申請書  
【平成29年度】

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称 しまねの木活用住宅「かいてきないえ」

グループの名称 県央地域型住宅供給協議会

直近採択グループ番号 04-0036-0595

(グループ代表者)

代表者名 田原 辰男 代表者印  
代表者所属先 株式会社コラム建築設計事務所  
代表者所在地 島根県大田市久手町波根西777番地1  
代表者電話番号 0854-82-8121

(グループ事務局)

事務局事業者名 大田ベニヤ商会設計監理部  
事務局担当者名 松浦 潤 印  
事務局郵便番号 694-0064  
事務局所在地 島根県大田市大田町大田イ443番地5  
事務局電話番号 0854-82-0208  
事務局FAX 0584-82-1366  
事務局担当者E-mail o.veneer@oh-net.com



B. 平成29年度における補助対象の木造住宅の申請要望戸数、地域材加算要望戸数、三世帯同居対応加算要望戸数(必須)	長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店による申請戸数	申請が確定(上限100万円)		6	戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が確定(上限30万円)	3	戸					
		申請が未確定(上限100万円)		6	戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が未確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が未確定(上限30万円)	3	戸					
	長寿命型(長期優良住宅) 未経験工務店による申請戸数	申請が確定(上限100万円)			戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が確定(上限30万円)		戸					
		申請が未確定(上限100万円)		10	戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が未確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が未確定(上限30万円)	3	戸					
	高度省エネ型(認定低炭素住宅)の申請戸数	申請が確定(上限100万円)			戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が確定(上限30万円)		戸					
		申請が未確定(上限100万円)			戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が未確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が未確定(上限30万円)		戸					
	高度省エネ型(性能向上計画認定住宅)の申請戸数	申請が確定(上限100万円)			戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が確定(上限30万円)		戸					
		申請が未確定(上限100万円)		5	戸					
		加算申請	上記の内、地域材加算の申請が未確定(上限20万円)		戸					
			上記の内、三世帯同居加算の申請が未確定(上限30万円)	2	戸					
高度省エネ型(ゼロ・エネルギー) 経験工務店(4戸(8戸)以上)による申請戸数	申請が確定(上限150万円)			戸						
	加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確定(上限20万円)		戸						
		上記の内、三世帯同居加算の申請が確定(上限30万円)		戸						
	申請が未確定(上限150万円)			戸						
	加算申請	上記の内、地域材加算の申請が未確定(上限20万円)		戸						
		上記の内、三世帯同居加算の申請が未確定(上限30万円)		戸						
高度省エネ型(ゼロ・エネルギー) 未経験工務店(4戸(8戸)未満)による申請戸数	申請が確定(上限165万円)			戸						
	加算申請	上記の内、地域材加算の申請が確定(上限20万円)		戸						
		上記の内、三世帯同居加算の申請が確定(上限30万円)		戸						
	申請が未確定(上限165万円)			戸						
	加算申請	上記の内、地域材加算の申請が未確定(上限20万円)		戸						
		上記の内、三世帯同居加算の申請が未確定(上限30万円)		戸						
C. 平成29年度当初予算における補助対象の優良建築物の申請要望棟数及び床面積	優良建築物の申請棟数	申請が確定	棟	/						
			m <sup>2</sup>							
		申請が未確定	1棟							
			300 m <sup>2</sup>							
D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール(必須)	未経験工務店を優先して配分し、平成29年度には全ての当協議会の工務店が経験工務店になるよう努力する。									
E. 平成28年度の執行状況(必須)	長寿命型(長期優良住宅)									
	当初予算	採択戸数	1	戸	交付申請戸数	1	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	1	戸
	補正予算	採択戸数	0	戸	交付申請戸数	0	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	0	戸
	高度省エネ型(認定低炭素住宅)									
	当初予算	採択戸数	0	戸	交付申請戸数	0	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	0	戸
	補正予算	採択戸数	0	戸	交付申請戸数	0	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	0	戸
	高度省エネ型(性能向上計画認定住宅)									
	当初予算	採択戸数	0	戸	交付申請戸数	0	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	0	戸
	補正予算	採択戸数	0	戸	交付申請戸数	0	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	0	戸
	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)									
	当初予算	採択戸数	0	戸	交付申請戸数	0	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	0	戸
	補正予算	採択戸数	0	戸	交付申請戸数	0	戸	完了実績(竣工予定含む)戸数	0	戸
優良建築物型										
当初予算	採択棟数	0	棟	交付申請戸数	0	棟	完了実績(竣工予定含む)棟数	0	戸	
当初予算	採択床面積	0	m <sup>2</sup>	交付申請床面積	0	m <sup>2</sup>	完了実績(竣工予定含む)床面積	0	m <sup>2</sup>	





















1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) しまねの木活用住宅「かいてきないえ」	(地域型住宅供給対象地域) 島根県
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 県央地域型住宅供給協議会	(結成年) 2012年
3. 過去のグリーン化事業採択グループ番号(必須)	04-0036-0595	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取組に違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成29年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	当協議会認定地域型住宅・建築物の設定基準は、木造新築建築物であること、長寿命型住宅(長期優良住宅)、高度省エネ型住宅(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)、及び優良型建築物(認定低炭素建築物等一定の良質な建築物(非住宅))のいずれかの条件を満たし、所管行政庁の認定が必須である。又、少しでも塩害を軽減できるような素材を使用することも必要条件とする。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	当協議会の認定する地域型住宅は、建築物省エネ基準に基づく平成28年基準をクリアすることが必須である。又、全ての建築物に於いて、耐震等級2を基本性能とするが、先般の熊本地震から鑑みて、耐震等級3を推奨する。室内の主動線はバリアフリーを基準とする。又、構造材の過半に地域材(島根県産木材)を使用し、居室一室以上の内装仕上げ材として、地域材(島根県産木材)を使用する。風向き等を考慮の上、開口部の配置を取り決め、通気性の優れた住宅・建築物を標準とする。開口部の進入防止対策も講じ、積極的にパンプソーラーを取り入れる。防蟻・防蟻措置も十分に施工し、劣化対策等級3も標準とする。	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	屋根材として地域材(石州瓦)を採用する。居室一室以上の和室あるいは、L.D.Kの一部に畳コーナーを設ける。その出入り口・押入等の建具は、襖か障子とする。又、石州半紙を内装あるいは建具の仕上げ材として採用し、和の要素を多く取り込んだ建築を目標とする。又、三世代同居対応住宅、スケルトンインフィルを取り入れた建築を目指す。	○
④①～③の背景	当協議会の位置する島根県は、東西に長く日本海に接し、塩害が多く見受けられる。山間部では降雨量も多く、日照時間も短い。多降雨・多湿地域の為、蟻害も多く発生しているが、その反面、松・杉・桧等の地域木材を多く産出し、古来当地域の建築に多用されてきた。又、屋根材も古くから石州瓦が製造され、地場産業として根付き、行政の支援・助成等、手厚く整備されている。加えて、一昨年の11月に島根県浜田市の石州半紙がユネスコ無形文化遺産に登録され、その伝統が継承され、和の趣として認証されている。	
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	当協議会では西暦2020年を目標に、標準としてZEHの建築を目指す。さらにLCCM住宅の勉強会・研究会・視察等を積極的取り組み、その建築まで視野に入れる。当協議会会員・当協議会全体の技術・意識を高め、住環境の向上、省エネルギーの徹底を目標に、日々研鑽したい。	○
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成29年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	柱・土台の最小規格:120mm×120mm、梁・桁の最小規格:120mm×180mm	
①-1 用材の寸法規格化	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: 柱・土台の最小規格:120mm×120mm、梁・桁の最小規格:120mm×180mm	◎
①-2 使用建材の統一	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: 少なくとも一室に床仕上げ材として畳を使用した和室、あるいは畳コーナーの建築	○
①-3 標準仕様の設定	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: 構造材の過半に地域材(島根県産材)を採用し、居室一室以上の床・壁・天井の一部に仕上げ材として地域材(島根県産材)を使用する。	◎
②-1 建材・資材調達の見直し	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: 製材部会と素材部会の定例会議開催 → 事務局に報告	◎
②-2 調達事務の合理化	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: 前項の議事録 事務局 → 施工部会に提案 → コストダウンを図る → エンドユーザーにメリット	◎
③ 生産の合理化等に向けた検討委員会等の設置	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: 製材部会・素材部会と総務部会の定例会議 → 役員会に報告 → 役員会は生産体制実施合理化方針の決定	◎
④ 生産の合理化等に向けて事務局が果たす役割	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 前項の生産体制実施合理化方針 事務局 → 製材・設計・施工・総務・技術・素材・維持管理の全7部会長に情報提供 → 各部会員に情報伝達 → 当協議会会員全員が情報を周知	◎
b.		
① グループの信頼性向上に向けた施工基準	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当協議会の定めた施工基準を遵守し、地盤調査結果及び地盤改良報告書提出を義務化する。住宅に関しては住宅瑕疵担保責任保険への加入を義務化する。又、地域材(島根県産材)に関し、(一社)島根県木材協会の発行する「しまねの木認証」の提出。地域材(石州瓦)を使用した場合は、瓦製造会社の発行する「石州瓦出荷証明書」の提出を義務化する。	◎
② グループの信頼性向上に向けた検査ルール	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 役員会は、前項の提出された報告書・証明書等と設計図書、施工現場との整合性の確認・検証を実施し、エンドユーザーにこれを報告する。	◎
③ グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当該施工業者は、設計図書・木拾い表・積算書・見積書を役員会に提出し、役員会はこれらの書類の整合性を確認し、エンドユーザーにこれを報告する。	◎
④ グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当該施工業者は、工事期間中、当協議会認定地域型建築物である旨の表示看板を現場に表示する。役員会は当該建築物の検査済証の発行確認後、当協議会認定地域型建築物である旨の認証証を発行し、施工主に交付する。その施工主を対象にアンケート調査を実施し、今後の更なる信頼性向上を図る。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	省エネ設備等を取り扱う事業所の当協議会への加入を、積極的に働きかけ、各種省エネ設備の勉強会・研修会等を開催する。又、当協議会会員あるいは外部講師に依る最新の省エネ設備に関する講習会を開催する。近隣のグリーン化事業採択グループとの勉強会・交流会・視察研修等を開催し、お互いに研鑽を図る。	

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) しまねの木活用住宅「かいてきないえ」	(地域型住宅供給対象地域) 島根県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 県央地域型住宅供給協議会	(結成年) 2012 年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0036-0595	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取組に違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備

【平成29年度対応方針】			◎、○ 記入欄
a	① 住宅履歴情報の蓄積		
	①-1 内容・蓄積の共通ルール	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当該施工業者と当協議会維持管理部署の双方で、建築物履歴情報を保有し、これを共通管理する。	◎
	①-2 情報サービス機関の活用	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容: 外部情報サービス機関の活用:現在検討中	○
	①-3 履歴情報蓄積の確認手法	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 役員会は毎年、当該施工業者及び維持管理部署への保管状況を確認する。	◎
	② メンテナンス基準の整備		
	②-1 点検の共通ルール	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当該施工業者は5年毎の点検を実施し、結果を維持管理部署に書面で報告し、維持管理部署はこれを役員会に報告する。	◎
	②-2 補修の共通ルール	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当該施工業者は5年毎の点検の際に、補修の必要性が生じたときは、結果を維持管理部署に書面で報告し、維持管理部署はこれを役員会に報告する。	◎
	②-3 点検補修実施の確認手法	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当該施工業者は当該建築物の補修を行った際には、その内容・施工方法・結果を維持管理部署に書面で報告し、維持管理部署はこれを役員会に報告する。	◎
	③ 住まいの管理		
	③-1 住まい管理勉強会の実施	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当地域の既存グループ「石州素舞流(石州瓦、地域材を使用した住宅建築推進グループ)」との連携を図り、勉強会・研修会視察等を実施する。	◎
	③-2 DIY体験会等の実施	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当地域の既存グループ「石州素舞流(石州瓦、地域材を使用した住宅建築推進グループ)」との連携を図り、DIY体験会等を実施する。	◎
	③-3 その他の相談会等の実施	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当地域の既存グループ「石州素舞流(石州瓦、地域材を使用した住宅建築推進グループ)」との連携を図り、エンドユーザーを対象に相談会等を実施する。	◎
	④ 維持管理委員会等の設置	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当協議会は結成当初から維持管理部署を設けている。又、維持管理の方法・情報の管理方法の検討については役員会がこれを担う。	◎
	⑤ その他の維持管理の手法	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容: その他の維持管理の手法は役員会でこれを検討する。	○
b	① グループ構成員の倒産廃業時のバックアップルール	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 万が一、当協議会の会員が倒産・廃業したときは、維持管理部署の保管している建築物履歴情報を基に、役員会で今後の対策、維持管理方法等を検討し、エンドユーザーに不利益が生じないように対策を講じる。	◎
	② 過去の瑕疵内容等に学ぶ勉強会の実施	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容: 近隣他採択グループとの情報交換を密にし、前例の有無、瑕疵があったときの対策の方法について勉強会を実施する。	○
その他	※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		◎
様式3-1・4・ア・①で記述した通り、当協議会認定地域型住宅・建築物は、木造新築建築物であること、長寿命型住宅(長期優良住宅)、高度省エネ型住宅(認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅)若しくは優良建築物(認定低炭素建築物等一定の良質な建築物(非住宅))のいずれかの条件を満たし、所管行政庁の認定が必須である。又、少しでも塩害を軽減できるような素材を使用することも必要条件とする。			

エ. グループの技術力の向上

【平成29年度対応方針】			◎、○ 記入欄
a	① 未経験工務店等への施工技術研修会等の開催	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 当協議会には経験施工業者が複数存在する。その経験施工業者の指導の下に、施工技術・施工方法・納まり等の勉強会・研修会を開催し、未経験施工業者のレベルアップを図る。	◎
	②-1 品質管理のための共通ルール	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 総務部会は当協議会認定地域型住宅の建築現場に向き、当協議会の規定している素材・施工方法の共通ルールが遵守されているか確認する。	◎
	②-2 上記共通ルールが守られていることの確認手法	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 総務部会は上記確認事項を、役員会に書面で報告し、共通ルールに沿っているか、再度確認する。	◎
	③-1 需給計画の策定	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 年度当初に、当協議会施工業者は年間の受注予定を事務局に報告し、事務局はこれを役員会に書面にて報告する。役員会はこれを検討し、年間需給計画を策定する。	◎
	③-2 技術力向上のための中長期的な計画	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 長期優良住宅・認定低炭素住宅・優良建築物はもちろん、まだ経験していないZEH・LCCMの建築に向け、勉強会・研修会・講習会・視察等を定期的に開催する。	◎
	④ ③に基づく業種ごとの合理化の取組	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容: 製材に関しては、地域材の基本スパン表を、設計に関しては基本モジュールを、施工に関しては基本施工・技術・納まり方法の施策を行い、合理化に向けて策定する。	○
b	①-1 省エネ技術講習会への施工事業者社員の参加人数	昨年度までの終了者数 28 今年度の参加目標人数 3	◎
	①-2 省エネ技術講習会への請負技能者等の参加人数	昨年度までの終了者数 14 今年度の参加目標人数 2	◎
	② 省エネ技術講習会への参加促進のための取組	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある → 内容: 島根県総務部営繕課企画グループ及び島根県建築士会の広報を通し、講習会開催等の情報を取得し、当協議会内のみ講習会聴講者に対して、参加を促す。	◎
c	① 新たな技術等の導入	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容: 技術部会・素材部会の合同検討会を開催し、下記の提供された塩害対策に有効な素材を積極的に導入し、模範となるような仕様の建築を目指す。	○
	② 新たな技術等の開発	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容: 当地域の課題である塩害を軽減するため、技術部会・素材部会の合同研修会を開催する。素材部会はメーカー、商社、建材店と連携し、塩害軽減に対して有効なサンプル等の提供を受ける。	○
その他	※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		◎
様式3-1・4・ア・①で記述した通り、当協議会認定地域型住宅・建築物は、木造新築建築物であること、長寿命型住宅(長期優良住宅)、高度省エネ型住宅(認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅)若しくは優良建築物(認定低炭素建築物等一定の良質な建築物(非住宅))のいずれかの条件を満たし、所管行政庁の認定が必須である。又、少しでも塩害を軽減できるような素材を使用することも必要条件とする。			

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。



1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) しまねの木活用住宅「かいてきないえ」	(地域型住宅供給対象地域) 島根県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 県央地域型住宅供給協議会	(結成年) 2012 年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0036-0595	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み

キ. グループが取り組む木造住宅・建築物の特徴

※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。

※申請に係る認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物の性能や特徴等について記入してください。

1. 高度省エネ型(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅・木造・新築)
  - \* 低炭素基準 → 外皮性能 = 建築物省エネ基準に基づく平成28年基準と同等以上  
一次エネルギー消費量 = 建築物省エネ基準法に基づく平成28年基準 × ▲10%以上
  - \* 耐震等級2以上
  - \* 劣化対策等級3
2. 優良建築物型(認定低炭素建築物等一定な良質な建築物(非住宅)・木造・新築)
  - \* 低炭素基準 → 外皮性能 = 建築物省エネ基準に基づく平成28年基準と同等以上  
一次エネルギー消費量 = 建築物省エネ基準法に基づく平成28年基準 × ▲10%以上
  - \* 耐震等級2以上
  - \* 劣化対策等級3

上記1～2は所管行政庁に依る認定が必要

1～2に共通な仕様・規定・基準・指針

- a. 地域材(島根県産木材)を構造材の過半に使用
- b. 地域材(島根県産木材)を居室一室以上の仕上げ材として、床・壁・天井のいずれかに使用
- c. 柱の最小規格: 120mm × 120mm 梁・桁の最小規格: 120mm × 180mm
- d. 地域材(島根県産木材)の供給体制の確立
- e. 地域材(島根県産木材・石州瓦・石州半紙)の認証証、出荷証明書の提出
- f. 地盤調査結果及び地盤改良報告書の提出
- g. 設計図書、木材の木拾い表、積算書及び見積書の提出
- h. 塩害軽減素材の使用
- i. 独自のユニバーサルデザインに基づく設計と主動線のバリアフリー化
- j. 産業・住文化・景観等に配慮したファサード・テクスチャー等の構築
- k. 侵入防止対策を考慮した防犯上有効な建築
- l. 木材加工はプレカット加工若しくは自社に依る手刻み

当協議会の推奨仕様・推奨規定・推奨基準・推奨指針

- a. 地域材(石州瓦)を屋根材に使用
- b. 地域材(石州半紙)を内装の仕上げの一部に採用
- c. 居室一室以上の和室若しくは畳コーナーの採用
- d. 前述の和室・畳コーナーの建具は襖あるいは障子
- e. ZEH住宅、LCCM住宅の建築
- f. スケルトンインフィルを取り入れた建築
- g. 当協議会独自の瑕疵担保責任保険規定の設定
- h. 当協議会役員の定期的な世代交代
- i. 当協議会内の設計、施工技術者全員が省エネ技術講習会を受講
- j. パンプソーラーを積極的に採用